

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第一課

#### 1. 基本情報

国名：インド

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款

(COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan)

L/A 調印日：2020年8月31日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における新型コロナウイルス対応の現状・課題及び本事業の位置付け

2020年3月にWHOによってパンデミックが宣言された新型コロナウイルスは、国境を越えて感染が急拡大しており、全世界で約2,500万人(2020年8月31日時点)を超える感染者が確認されている。インドにおける最初の新型コロナウイルス発症ケースは1月30日に報告され、3月末から感染が急拡大、8月31日時点で感染者数は約354万人、死者数は約6.3万人に達しており、現在も全土で感染が広がっている(WHO、2020)。インド政府は、感染の拡大を受け、3月25日からインド全土を対象とする厳格なロックダウン政策を開始した。6月8日以降は、感染拡大が進む地域を除いて各地で段階的にロックダウンの解除が進みつつあるが、依然として感染者数、死者数ともに増加が続いており、引き続き緊迫した状況にある。また、インド全土には1,400社以上の日本企業が進出、5,000以上の拠点を置いているが、ロックダウン政策は、売上げの低下、工場生産の停止・縮小、サプライチェーンの停滞等に繋がっている。JETROによる4月末時点での調査では、現地日本企業の8割以上が活動になんらかの障害を受けていると答えており、感染症の感染拡大が長期化した際には現地日本企業の経済活動に深刻な影響を及ぼすことになる。これら企業の現地駐在者からは、万が一の感染の際の現地医療体制に対する不安の声が聞かれるほか、工場労働者を安定的に労務に従事させるためにも、保健医療体制の整備は企業の業務再開、継続的運営に向けて喫急の課題となっている。

従来、インド政府は、「国家保健ミッション」(National Health Mission)の実施を通じ、全国的に一次医療施設の整備や医療人材育成政策を進める等、保健分野の改善に取り組んできた。他方、保健分野への公的支出はGDP比1%程度に留まってきたため(インド政府、2019)、人口1,000人に対して病床数が0.7床(2011)、医師が0.857人(2018)と世界平均を大きく下回っているだけでなく(2,704床、1,565人)、WHOが推奨する医師数(1000人当たり1人)も下回り、医療体制は極めて脆弱な状況にある(世界銀行、2020)。今般、新型コ

ナウウイルスの感染拡大が進む中で、医療機関や医師の不足に加えて、ウイルスの検査や監視体制の不備、人工呼吸器や個人用防護具等の医療用器具の不足、適切に感染症患者を扱う設備の不足等、脆弱な医療体制の改善が喫緊の課題となっている。また、ICT技術の活用により、医療アクセスの困難な地方部の状況改善にも繋がる、安価で、効率的かつ透明性の高い医療体制を整備することの必要性もインド政府内で認識されてきた。

インド政府は、急速な新型コロナウイルス感染の拡大に対応すべく、2020年3月に「新型コロナウイルス緊急対応・保健制度強化政策」(India Covid-19 Emergency Response and Health System Preparedness Package)を策定し、各州政府への保健医療分野への緊急対応資金として約1,500億ルピー(約2,100億円、1ルピー=約1.43円)の拠出を発表した。さらに、感染症対策等の保健医療分野の改善課題が膨大に存在することを踏まえ、インド政府は、「首相による自立した健康インド計画」(Pradhan Mantri Atmanirbhar Swasth Bharat Yojana、以下「PM-ASBY」という。)として約9,000億ルピー(約1.3兆円)規模の新規政策を策定し、近々発表する予定(8月に閣議決定予定)。「新型コロナウイルス緊急対応・保健制度強化政策」については、予算の大半が2020年度実施分の緊急対応に支出される見込みとなっている一方で、PM-ASBYについては、当初の政策の予算を上回る緊急対応及び中期的な保健医療分野の改善を対象とする。「新型コロナウイルス緊急対応・保健制度強化政策」は、既に世銀やADB等の融資により事業規模額(1,500億ルピー)がカバーされているが、PM-ASBYについては、他機関による支援は確認されておらず(7月22日時点)、膨大な資金ギャップが存在している。インド政府は、同事業についても資金ギャップを充足させるべく、ドナー会議を開催する等、国際社会への支援要請を行っている。

PM-ASBYは保健・家族福祉省傘下の機関等複数の政府機関を実施主体とし、1)新型コロナウイルスに係る緊急対応のための医療用品等の調達、2)都市及び農村における健康・保健センターの設置、3)感染症病院の整備、4)医療サーベイランスの強化・拡充、5)感染症研究体制の強化、6)保健医療分野のデジタル化(National Digital Health Mission)の推進等、新型コロナウイルス対策や今後の感染症に備えた保健医療分野の強化等を目的としている。

「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(以下「本事業」という。)は、こうしたインドの保健医療分野の改善課題を踏まえ、新型コロナウイルス対策など保健医療分野における緊急対応に取り組むインド政府に対し、財政支援を行うものである。

## (2) 新型コロナウイルス対策に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

日本政府は、対インド国別援助方針（2016年3月）において、同国における高度の経済成長が持続的なものとなるために、我が国として「保健・衛生分野」を重点分野の1つとし、基礎的社会サービスの整備の一環として同分野に取り組むと定めており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。また、対インド JICA 国別分析ペーパー（2018年3月）においても、SDGsに向けたインドの取組を包括的に支援する一方、資金ニーズが大きく、日本や JICA の強みが発揮できるとみられる主要な開発課題の解決に向けて重点的に協力を行うことが重要と分析されている。重点分野「持続的で包摂的な成長への支援」のもとに「基礎的社会サービス向上プログラム」が位置づけられ、感染症対策の強化及び幅広く貧困層に直接裨益する保健医療サービスへのアクセスの向上を重点に支援を行うこととしており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

## (3) 他の援助機関の対応

世界銀行は、インド政府による「新型コロナウイルス緊急対応・保健制度強化政策」を支援するプロジェクト借款（10億米ドル）を4月2日に承諾。これにアジアインフラ投資銀行（AIIB）も協調融資（5億米ドル）を5月8日に支援を決定。アジア開発銀行（ADB）は4月28日の理事会で、Countercyclical Support Facility（CSF）を活用した COVID-19 支援として、同政策を支援する借款（5億米ドル）を承諾した。PM-ASBYについては、インド政府が開催した同政策への支援を呼びかけるドナー会合に世界銀行・ADB・AIIB 等マルチドナーや、KfW 等バイドナーが参加する等、関心が示されている。また、新型コロナ感染拡大にかかる経済下支え政策として、インド政府が社会保障政策の一環で3月に発表した事業総額約 1.7 兆ルピー（約 2.4 兆円）の「貧困層向け首相福祉事業」（Pradhan Mantri Garib Kalyan Yojana（PMGKY））に対しても、世界銀行から 7.5 億米ドル、ADB から 10 億米ドル、AIIB から 7.5 億米ドル、フランス開発銀行（AFD）から 2 億ユーロの財政支援が既に決定され、KfW も 4.6 億ユーロ規模の支援を検討している。新開発銀行（NDB）は、保健・社会保障分野の両政策の実施に対して、10 億米ドルの融資を決定している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は新型コロナウイルス対策として保健医療分野における緊急対応を行うインド政府への財政支援を行うことにより、同国の新型コロナウイルスの拡大防止及び社会経済的影響の抑制・緩和を図り、もって同国における社会経済の安定及び開発努力の推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

インド全土

(3) 事業内容

保健医療分野の緊急対応に取り組むインド政府に対し財政支援を行う。政策マトリクスを作成し、JICAはその達成状況についてインド政府とともにモニタリングを行う。本事業では、PM-ASBYの中核となる3つの政策課題を支援する。達成目標と政策アクションは以下のとおり。

政策課題	政策アクション
新型コロナウイルス緊急対応、新興感染症拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>「首相による自立した健康インド計画（PM-ASBY）」の閣議承認</li><li>10百万件以上の新型コロナウイルス検査の実施</li><li>医師、看護師を対象とした研修のカリキュラムの開発</li></ul>
県単位での感染症の早期発見・監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>感染症病院新設基準にかかるガイドラインの策定</li></ul>
保健医療分野のデジタル化の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>遠隔診療・問診関連システムの導入に関するガイドラインの策定</li><li>デジタル化強化対象州に対して全国保健情報報告制度運用ガイドラインや指針の提示</li></ul>

(4) 総事業費

借款額：50,000百万円

(5) 事業実施期間

本事業の対象期間は2020年7月から2022年3月（21か月）とする。政策アクションの達成が確認され次第、貸付実行を行い、これをもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：インド大統領（President of India）

2) 事業実施機関：インド 保健・家族福祉省

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

特になし。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、財政支援型借款のため、「国際協力

「機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は無いと判断されるため。

2) 横断的事項

- ① 気候変動対策関連案件：特になし。
- ② 貧困対策・貧困配慮：本事業を通じ、新型コロナウイルス等感染症対応を行う公的医療サービスへの貧困層のアクセス改善が見込まれる。
- ③ エイズ/HIV等感染症対策：特になし。
- ④ 参加型開発：特になし。
- ⑤ 障害配慮等：特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 ■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由> 審査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため、ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件に分類する。

(9) その他特記事項

特になし。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2020年5月)	目標値 (2022年)
新型コロナウイルス検査実施累計件数 (件)	3,800,000	15,000,000
保健・家族福祉省作成のガイドラインを用いた新型コロナウイルス治療研修を受けた医師及び看護師の累計人数	10,000	75,000
ガイドラインに基づいて策定された感染症病院の新規建設計画が承認された県の数	0	70
新型コロナウイルス用隔離施設を備えた病院を1棟以上持つ県の割合 (%)	-	85
ガイドラインに基づいて導入された遠隔問診が可能な病院を持つ県の数	12	73
全国保健情報報告制度を利用する州の割合 (%)	33	50

(2) 定性的効果

新型コロナウイルスによる社会経済的影響の抑制・緩和等。

(3) 内部収益率

プログラム型借款のため、内部収益率は算出しない。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かう対策が維持され、世界全体で急激な状況の悪化が回避されること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン「緊急財政支援円借款」の事後評価結果等からは、実施中の政策支援借款等の既存プログラム・ローンの枠組みを活用して供与され、経済危機という非常時において機動的・迅速に資金供与がなされたことで、支援の有効性が高まったとの教訓が導き出されている。また、緊急財政支援の目的の一つが危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与であるため、可能な限り支援供与までの手続き簡略化を図り、機動的且つ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいとの教訓を得ている。

上記を踏まえ本事業では、政策アクション及び評価指標の策定において、インド政府が既に策定し ADB 等の支援で先行して実施する「新型コロナウイルス緊急対応・保健制度強化政策」の枠組みを最大限活用し、本事業の運用・効果指標のうち 4 つの指標（検査実施累計件数、研修を受けた医師及び看護師の累計人数、隔離施設を備えた病院を 1 棟以上持つ県の割合、全国保健情報報告制度を利用する州の割合）については右枠組みを参考にすることで、喫緊の資金ニーズに対し速やかな資金供与を可能としている。

## 7. 評価結果

本事業は、新型コロナウイルス対策としてインド政府が取り組む保健分野における緊急対応を支援するものであり、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致する。また、SDGs ゴール 1（貧困の撲滅）、SDGs ゴール 3（健康な生活の確保と福祉の推進）SDGs ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標  
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール  
事後評価 事業完成2年後

以 上